

北東アジアの非核化をめざして 10問10答

Q1 北東アジアの非核化というのは、どういう意味なのでしょう。

A1 北東アジア、具体的には、日本、韓国、北朝鮮の3カ国の領域全体が、非核兵器地帯とされることを意味しています。

Q2 現在、地球上に、非核兵器地帯というのがあるのですか。

A2 現在、①カリブ海・中南米、②南太平洋、③東南アジア、④アフリカ、⑤中央アジアという5つの地域で非核兵器地帯条約が締結されています。名称や署名年などは次のとおりです。1967年署名、翌68年発効の「ラテンアメリカ核兵器禁止条約」（トラテロコ条約）、1985年署名、翌86年発効の「南太平洋非核地帯条約」（ラロトンガ条約）、1995年署名、97年発効の「東南アジア非核兵器地帯条約」（バンコク条約）、1996年署名、未発効の「アフリカ非核兵器地帯条約」（ペリンダバ条約）、2006年署名、未発効の「中央アジア非核兵器地帯条約」（セミパラチンスク条約）。

Q3 非核兵器地帯条約の内容は、どういうものですか。

A3 非核兵器地帯条約とは、一定の地域の国が集まり、当該地域を非核化することを相互に約束するための国際約束のことで、その内容は、各地域の条約ごとに、若干の違いがありますが、たとえば、当該地域において、核兵器の生産、配備、実験、蓄積、使用などを禁止する点は、共通しています。

Q4 非核兵器地帯条約を締結するだけで、実効性は生まれるのですか。

A4 非核兵器地帯条約には、条約本体とは別に、議定書（名称は条約によって若干異なる）がついています。議定書は、核兵器保有国に対して、当該地域を非核化する条約本体の規定を遵守することを求めるとともに、当該地域では核兵器を使用しないことを約束するよう求めるものです。核兵器保有国は、議定書の締約国になることが要請されています。核兵器保有国が議定書の締約国になることにより、当該地域の完全な非核化が実現するわけです。

Q5 核兵器保有国も、非核兵器地帯条約の締約国にすればよいのではないですか。そうすれば、議定書は必要なくなるのではないのでしょうか。

A5 非核兵器地帯条約というのは、核兵器の廃絶を約束させる条約ではありません。核兵器保有国（の領域）は、非核地帯ではないのですから、核兵器を持つ国と、持たない国とが一緒になって、非核地帯を設けることはできません。ですから、核兵器保有国に対しては、非核兵器地帯条約の本体とは別に、議定書をつくり、その議定書の締約国となるよう求めているのです。

Q6 非核兵器地帯条約は、核兵器の廃絶という最重要課題との関係では、どういう位置づけになるのでしょうか。

A6 今日、核兵器保有国に対して、核兵器廃絶条約の締結を求めることが最重要課題です。核兵器廃絶条約の中では、核兵器が完全に廃絶されるまでの間、核兵器の使用も禁止されることになるでしょう。核兵器の使用禁止については、それ自体を独立して扱う条約（核兵器使用禁止条約）の締結の必要性も提起されてきました。しかし、現在、核兵器廃絶条約、さらには、核兵器使用禁止条約のいずれもが、まだ締結されていません。非核兵器地帯条約は、こうした状況の下で、世界の各地域を非核化し、核兵器の使用ができないようにすることで、核兵器廃絶を実現する基

盤を強化する役割を果たします。

Q7 南極やモンゴルも、非核兵器地帯になっているのですか。

A7 そのとおりです。1959年の南極条約は、南極における軍事基地の設置、軍事演習の実施、兵器実験の禁止、南極地域における核爆発および放射性廃棄物の処分の禁止などを定めており、これによって南極の非核兵器地帯化が実現しています。モンゴルは、1992年の宣言ならびに2000年制定の国内法により、自らを非核地帯の国であると決めました。

Q8 日本は日米安保条約を締結しており、アメリカの「核の傘」で守られています。安保条約をそのままにして、非核地帯をめざすというのは、非現実的ないし非論理的ではないのでしょうか。

A8 日米安保条約の問題は、近い将来、その廃棄を通じて、解消すべきものだと考えます。しかし、非核の政府を求める運動は、安保条約の廃棄を求めることで一致点を見出し出している運動ではありません。むしろ、安保条約の問題解決の必要性は認めながらも、基本的な出発点は、非核三原則の遵守を求め、日本の各自治体や政府に対して、非核宣言を発することを求める点にあります。日本政府やアメリカ政府は、日本には核兵器は存在せず、配備・持ち込みもしないと言明しているわけですから、その言明を名実共に保証・約束させ、日本全体の非核化さらには北東アジア全体の非核化を求めることには、大きな意義があります。長年、国民をだまし続けてきた日米核密約は、日米安保条約のもとでも廃棄するのが当然です。

Q9 北東アジアの非核化の意義は、どういった点にありますか。

A9 憲法9条をめぐるせめぎあいは、緊迫度を加えています。憲法9条の改変を唱える主張は、意図的にあおられている北朝鮮脅威論や、アジアとりわけ北東アジアにおける不協和音の存在を、その根拠にしているところが少なくありません。北東アジアの不協和音が大きいほど、また、この地域の平和的な関係が揺らぐほどに、憲法9条への疑念が増大するという関係もみられます。この意味では、北東アジアの非核化の構想を提示することは、北東アジアの平和秩序の構築に有益であるだけでなく、憲法9条改変の動きの理由づけを封殺する不可欠の一石ともなります。さらに、この構想は、核兵器保有国を非核兵器地帯で包囲する世界の動きに連動し、核兵器廃絶を実現してゆく上でも、きわめて有効な道筋であるといえます。

Q10 北東アジア非核地帯条約の実現可能性は、あるのでしょうか。

A10 日本には憲法9条とともに、非核三原則があります。韓国と北朝鮮は、1992年に「朝鮮半島の非核化共同宣言」を出しています。その後、紆余曲折はありますが、現在、「6カ国協議」において、朝鮮半島の非核化の実現に向けた交渉が続けられています。北東アジアにおけるアメリカ軍の存在（日本および韓国との軍事同盟の存在）は、北東アジアの安定した平和秩序構築とは、本質的には相容れないものです。アメリカの「核の傘」からの脱却、アメリカとの軍事同盟の解消という課題は、常に正面から見据えるべき重要課題です。「非核の政府」を求める運動や、日米核密約の廃棄、「非核三原則」の遵守と法制化を求める運動は、日米安保条約体制からの脱却・日米軍事同盟の解消をめざすことと無縁ではなく、その目標を実現する運動の大事な一環です。北東アジア非核兵器地帯条約の実現をめざす運動は、日本国内の半世紀以上にわたる反核平和の運動を、韓国・北朝鮮を含むこの地域に国際条約として結実させようという運動です。しかも、上に述べたように、この3国は、それぞれ、必要で十分な条件を持っているのですから、実現可能性はあると断言できます。